

平成31年奈良県広域消防組合議会第1回定例会会議録

平成31年2月27日（水曜日）午後4時05分 開会

議事日程

平成31年2月27日（水曜日）午後4時05分 開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議長諸報告
- 日程第 4 管理者行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 報第 1号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 日程第 7 議第 1号 奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議第 2号 奈良県広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議第 3号 平成30年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議第 4号 平成30年度奈良県広域消防組合山辺消防事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議第 5号 平成30年度奈良県広域消防組合桜井消防事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議第 6号 平成30年度奈良県広域消防組合五條消防事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議第 7号 平成30年度奈良県広域消防組合大和郡山消防事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議第 8号 平成30年度奈良県広域消防組合西和消防事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議第 9号 平成30年度奈良県広域消防組合宇陀消防事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議第10号 平成30年度奈良県広域消防組合葛城消防事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議第11号 平成30年度奈良県広域消防組合吉野消防事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議第12号 平成30年度奈良県広域消防組合中和消防事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議第13号 平成30年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計補正

		予算（第1号）について
日程第20	議第14号	平成30年度奈良県広域消防組合香芝・広陵消防事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第21	議第15号	平成30年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第22	議第16号	平成31年度奈良県広域消防組合一般会計予算について
日程第23	議第17号	平成31年度奈良県広域消防組合山辺消防事業特別会計予算について
日程第24	議第18号	平成31年度奈良県広域消防組合桜井消防事業特別会計予算について
日程第25	議第19号	平成31年度奈良県広域消防組合五條消防事業特別会計予算について
日程第26	議第20号	平成31年度奈良県広域消防組合大和郡山消防事業特別会計予算について
日程第27	議第21号	平成31年度奈良県広域消防組合西和消防事業特別会計予算について
日程第28	議第22号	平成31年度奈良県広域消防組合宇陀消防事業特別会計予算について
日程第29	議第23号	平成31年度奈良県広域消防組合葛城消防事業特別会計予算について
日程第30	議第24号	平成31年度奈良県広域消防組合吉野消防事業特別会計予算について
日程第31	議第25号	平成31年度奈良県広域消防組合中和消防事業特別会計予算について
日程第32	議第26号	平成31年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計予算について
日程第33	議第27号	平成31年度奈良県広域消防組合香芝・広陵消防事業特別会計予算について
日程第34	議第28号	平成31年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計予算について
日程第35	議第29号	財産取得に伴う契約内容の変更について（高田消防署 水槽付消防ポンプ自動車）
追加日程第1	議第30号	訴訟上の和解について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番 大橋基之君
3番 植村ケイ子君

2番 三橋保長君
4番 村上清司君

5番	札 辻 輝 已 君	6番	養 田 全 康 君
7番	大 玉 和 行 君	8番	村 田 俊 太 郎 君
10番	森 田 瞳 君	11番	今 中 富 夫 君
13番	菊 岡 千 秋 君	14番	松 本 喬 君
15番	藤井本 浩 君	17番	栗 山 忠 昭 君
18番	吉 田 誠 克 君	19番	たけだ やすひこ 君
20番	小 松 久 展 君	21番	植 村 家 忠 君
22番	青 木 弘 行 君	23番	阪 中 隆 一 君
24番	中 川 廣 美 君	25番	吉 田 信 弘 君

欠 席 議 員 (3名)

9番	森 宏 範 君	12番	疋 田 俊 文 君
16番	北 德 次 君		

地方自治法第121条の規定により出席した者

管 理 者	森 下 豊 君	副 管 理 者	上 田 清 君
消 防 長	山 本 洋 君	副 消 防 長	田 畠 明 君
副 消 防 長	勝 井 康 晴 君	総 括 監	大 場 教 子 君
総 務 部 長	南 秀 樹 君	人 事 部 長	宮 田 直 樹 君
警 防 部 長	山 口 勝 啓 君	予 防 部 長	梶 田 悦 弘 君
救 急 部 長	眞 井 敬 夫 君	通 信 指 令 セ ン タ ー 副 セ ン タ ー 長	一 ノ 穂 和 由 君
会 計 管 理 者	山 下 進 二 君	監 査 委 員 事 務 局 長	徳 永 達 也 君

会議に従事した事務局職員

議会事務局長	高 島 工 君	議会事務局課長	辻 井 義 明 君
議会事務局主幹	寺 下 訓 啓 君		

午後4時05分 開会

○議長（札辻輝已君） ただいまより、平成31年奈良県広域消防組合議会第1回定例会を開催いたします。

森宏範議員、疋田俊文議員、北徳次議員からの欠席の届けがあります。

議員定数25名中、本日の出席議員は22名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、本日の会議を開きます。

管理者開会挨拶

○議長（札辻輝已君） 日程に先立ち、管理者から挨拶の申し出があり、これを許可いたします。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 先ほどの全員協議会に引き続きましてお疲れのところ、本日こ

ここに、平成31年奈良県広域消防組合議会第1回定例会を招集申し上げます。ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本会議では、平成31年度当初予算案13件をはじめ、報告案1件、条例改正案2件、補正予算案13件、契約内容変更等の議案につきまして審議をいただくこととなっております。よろしくお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長（札辻輝巳君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります一覧のとおりでございます。

議事進行につきましては、奈良県広域消防組合議会会議規則に基づいて進行いたします。

日程第1 会期の決定

○議長（札辻輝巳君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（札辻輝巳君） 異議なしと認め、よって会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（札辻輝巳君） 日程第2、奈良県広域消防組合議会会議規則第67条の規定により、会議録署名議員を指名いたします。

15番、藤井本浩議員、25番、吉田信弘議員を指名いたします。

日程第3 議長諸報告

○議長（札辻輝巳君） 日程第3、議長諸報告につきましては、平成30年10月分から平成31年1月分までの例月出納検査の結果について、監査委員より提出があり、それぞれその写しを配付しておりますので、ご清覧おき願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 管理者行政報告

○議長（札辻輝巳君） 日程第4、管理者より行政報告を受けることにいたします。
森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 行政報告につきましては、平成30年11月から平成31年1月末までの主要な事業及び平成30年中の消防統計につきまして、お手元にご配付させていただきますようお願いを申し上げます。

○議長（札辻輝巳君） 皆様にお諮りいたします。

会議規則第8条の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、会議時間を延長したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（札辻輝巳君） それでは、議案が終了するまで会議時間を延長いたします。

一般質問については、1回目の質問は答弁席で行いますが、2回目以降は自席から発言を願います。答弁についても同様をお願いいたします。

日程第5 一般質問

○議長（札辻輝巳君） 続きまして、日程第5、一般質問を行います。

一般質問通告一覧表に従って発言を許します。

6番、養田全康議員。

○6番（養田全康君） 議長より発言の許可をいただきましたので、6番、五條区分、養田全康の一般質問を通告のとおり始めさせていただきます。

まず、大きな1番として、消防職員の階級格差、給与格差についてであります。そして、大きな2番として、消防職員の任命について、大きな3番として、人事交流者の現場出動の対応についてを行います。

詳細は自席で行います。

○議長（札辻輝巳君） 養田全康議員。

○6番（養田全康君） まず最初に、前回のこの議会で質問させていただきましたけども、全く答弁がかみ合わない部分がありました。それは給与格差についての質問でありましたが、まず、その前回の質問の中身をもう一度答弁いただきたいと。きっちりとした答弁をいただきたいと思います。

○議長（札辻輝巳君） 人事部長。

○人事部長（宮田直樹君） 人事部長の宮田でございます。

まず、前回の東京消防庁等の給与の差についてということが1番目の答弁にあったかと思えます。このあたりにつきまして、総務省のデータなどを見させていただきますと、給与総額でいきますと東京消防庁が約1,050万、堺市でありますと900万、うちの組合全体でいきますと830万、五條市になりますと773万円というような形になっております。これを退職手当、共済費を除く数値といたしますと、議員お示しの東京消防庁780万というような金額になりました。これに比例しまして、例えばうちの組合全体で算定しますと、組合全体では640万、また、五條特別会計職員におきましては615万程度の金額になったことを報告申し上げます。

それと、引き続き給与格差についての問題でございましたが、給与格差が是正されたかという問題であったかと思えます。これにつきましては、まず、給与の調整ということで平成27年に、前回も申しましたとおり階級と補職等の、例えば係長が4級というようなひもづけを行いました。

それに先立ちまして、まず階級をどのように調整したかという問題でございしますが、これにつきましては現行、昇任・昇格試験という制度を取り入れております。これにつきましては、消防士長、また司令補、係長、消防司令という4つの段階を踏んでやっております。この制度が、消防士長、司令補につきましては平成27年から導入し、係長・司令試験につきましては平成28年から導入しております。

この階級格差の解消につきましては、この制度導入前につきましては各区分との調整を行いまして、係長の昇任要望であるとかを聞き入れながら昇任をしております。それから、28年以降につきましては、この昇任・昇格制度にのっとり昇任、昇給をさせておりますので、消防本部の考え方といたしましては、この制度導入前に既に給与、また階級格差は解消しているという認識を持っております。

以上です。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） まず、給与格差の部分でお尋ねしたんですけども、階級格差の部分までも踏み込んでいただきましてあれなんですけども、じゃ、今現在の広域消防でかかっている1人当たり、また、五條市は今現状幾らになっているのか、その辺をまず教えてください。

○議長（札辻輝巳君） 人事部長。

○人事部長（宮田直樹君） 数値におきましては、29年度決算値で申し上げます。全体で1人当たり、退職手当を除いた金額になりますと790万、また、五條特別会計におきましては690万となっております。

以上です。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） これが自賄いになると、690万が780万まで上がるという考え方でよろしいですか。

○議長（札辻輝巳君） 人事部長。

○人事部長（宮田直樹君） 失礼いたします。議員より申し出がございましたので、平成30年度の数値におきまして、現行人数で算出を改めてさせていただきました。これに基づきましては、平成30年度時点の人数で33年度予想される現行職員の年齢構成で試算しております。なお、退職手当につきましては規約どおり各区分の負担とした数値となっております。

この試算によりますと、人件費総額は110億円となります。また、五條区分におきましては、現行100人で試算しますと自賄いで約8億円、1人当たり730万円という数値になりました。それと、これが配置人数になりますと総額で8億7,000万、また、1人当たり800万となりまして、総額で7,400万、1人当たりで68万円の増加という試算となっております。

以上です。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） まずお伺いするんですけども、680万円が、自賄いから33年に統合されたら780万円を基本ベースとするというお話であったと思うんですね。この680万円、現状680万円払っていると思うんですけども、その680万円に対して、780万円まで五條市単独を考えたときに、自賄いを考えたときに、何年の月日がかかるか、これ、わかりますか。

○議長（札辻輝巳君） 人事部長。

○人事部長（宮田直樹君） これにつきましては約1年。過去の例を見ますと、五條市消防本部におきましては109人の想定で、1人当たり18万から20万程度の年額上昇がございまして。この年額でいきますと年2,000万という形になりますので、3年から4年でそのぐらいの金額かかるという試算になるかと思っております。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） それを見たときに4年間かかると。31年になりますから、あと2年間で、2年間は五條市は余分なお金を出さないといけないような試算になると思いま

すけど、そうではないですか。

○議長（札辻輝巳君） 人事部長。

○人事部長（宮田直樹君） 当然そのような試算になると思いますが、また4年を超えま
すと逆転現象で下がるというような感じになるかと思えます。以上です。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） そうですね。2年間は持ち出しがあると。しかしながら、配置
であるとかというのを除いたとして、五條市の職員さん、今現状、五條市で雇用した職員
さんだけを考えると、ある程度まで上がると逆転現象で下がっていくよというような状態
になるわけですね。僕もそうやと思うんですが、この2年間の差をどう詰めるかという
ところ辺をどう考えているのか、お聞かせください。

○議長（札辻輝巳君） 人事部長。

○人事部長（宮田直樹君） これにつきましては、現在ワーキングについて分担金の負担
方法を検討しております。例えばA案でございますと、配置職員数割を撤廃するというよ
うな考え方も示されております。B案、C案。例えばC案ならば現行の自賄い方式、B案
は折衷案となっておりますので、この辺の動向により変化はあろうかと考えております。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） 多分どこの市町村も自分のところのお金が沢山かかるのは、これ
はかなわん話やと思うんですわ。これはやっぱりある程度の平等性を持ってやっていく
べきことやと思えますので、その辺のことの調整をしっかりとやっていただきたいと、まずお
願い申し上げておきたいと思えます。

あと、一般質問によって聞き取りがあるんですから、2度にわたって、僕、質問がわた
ってしまいましたので、この辺のことはしっかりとやっていただきたいと、まずそうお願い
申し上げます。

続いてなんですけども、この階級格差なんです。これは前回、やっぱり階級格差は生じ
ているというような答弁になっていると思うんですよね、前回の答弁を見ると。一体どの
ような階級格差が生じているのか、把握している範囲を教えてください。

○議長（札辻輝巳君） 人事部長。

○人事部長（宮田直樹君） 広域化前には当然給料表が6級から9級というふうな形があ
りまして、3級は係長であるとか、例えばある区分では5級の係長、この辺の格差はあつ
たように認識しております。あとは、採用区分の給与表で初任給の違いというのも格差を
生じる原因と考えております。以上です。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） まず、大卒者に限っていきたいと思うんですけども、大学を卒業
して消防士長になるには3年以上の経験が要ると。また、この消防士長から消防司令補に
なるのは3年かかると。そして、消防司令補から消防司令に、昇任試験になると、消防司
令補として9年以上在職して、さらに係長として3年以上在職しないといけないと。今、
この広域消防で最年少消防司令補は何歳かわかりますか。

○議長（札辻輝巳君） 人事部長。

○人事部長（宮田直樹君） 最年少消防司令補につきましては35歳となっております。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） 消防司令補で35歳ですか。

○議長（札辻輝巳君） 人事部長。

○人事部長（宮田直樹君） 申しわけございません。係長職で35歳となっております。司令補、係長ということで35歳となっております。

○6番（養田全康君） 司令補、係長ですね。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） そうなったときに、今現在、最年少の司令となると何歳になりますか。

○議長（札辻輝巳君） 人事部長。

○人事部長（宮田直樹君） 司令につきましては41歳となっております。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） じゃ、五條区分の、その今、消防司令補が消防司令を受けられる年、何歳ぐらいが平均になっているかわかりますか。

○議長（札辻輝巳君） 人事部長。

○人事部長（宮田直樹君） 資料が手元にございませませんが、47歳から50歳と認識しております。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） 多分、平均をとると50前後になるんですよ。でも、41歳でなられている方がおられるんです。約9年から10年間の、五條市消防本部から広域になるとロスが出たんですよ、実際。2年間で緩和措置やりましたというこの前の答弁やったんですけど、一体どのような緩和措置になって、その問題が解消されたのか教えてください。

○議長（札辻輝巳君） 人事部長。

○人事部長（宮田直樹君） まず、士長（司令補）試験につきましては、例えば受験資格、5年かかるものを4年に短縮するというような措置を行っております。係長（司令）試験につきましては、28年から制度導入ですので、その前に当然各区分での役職必要数も必要でございますので、各区分の意向を酌みながら昇任させたという経緯がございます。以上です。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） その緩和措置を得てもこの50歳前後まで昇任できないんですよ。ということになっていると思うんです。広域になったのが26年ですかね。26年になって、3年で消防士長になって、22歳、大学卒業者で、26歳で消防士長になるんですよ。次、順当にいつて30歳で消防司令補になれるんですよ。35歳で係長。そこからいつたときに40歳で消防司令になれるんです。いくと。40歳で消防司令になれるのが、五條区分でいくと50歳にしかなれないんですよ。これって問題があると思いませんか。

○議長（札辻輝巳君） 人事部長。

○人事部長（宮田直樹君） 先ほども申しましたとおり、任用につきましてはある程度の基準が必要ということで試験制度を導入しております。議員のおっしゃるとおり職務経験も加算すべきという意見もございますが、うちの今の任用制度でいきますと、やはり主任を例えば4年、係長を3年、そういう職責を全うしたスキルを持った者が次の司令に上が

るというような考え方から、経験値が20年であって、現場経験が多いということで、なかなかそのものを何と緩和するという措置は考えておりません。以上です。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） 緩和措置は考えていないということなんですけど、やっぱり五條区分でいっても10名程度の職員さんがこういった状態で逆転現象が生じているんです。実際、経験もキャリアも豊富で、すごいスキルを持った、そういった方々が今現状、逆転現象の中で自分より年下の隊員に現場指揮をとられて、そういう状態になっているんですよ。これって、やっぱりこの逆転現象はどうにかして解消するべきやと僕は考えるんですけども、この辺はどう考えますか。また、広域が抱える問題としての認識として考えてくれているのかどうか、お願いします。

○議長（札辻輝巳君） 人事部長。

○人事部長（宮田直樹君） ご説明の趣旨における、消防職というのはあくまでも階級社会でありますので、各個人の持っているスキル、やはり能力というものが上に立つという考え方に基づいてやっておりますので、その辺の年齢による階級が下という問題が生じるのはある程度仕方がないかなという考えでおります。以上です。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） いや、だから、おっしゃる意味もわかるんですよ。もちろん階級制度ですわ。ただ、でも、こういった広域で合併したときに、これは五條だけの問題じゃないと思うんですよ。他の区分でもこういう問題が起こっていると思うんですよ。実際、広域になる前であつたらしっかりと管理職でおられたにも関わらず、広域になってしまって、昇任審査会ですか、そこに加盟されていないがために今現在ではそういった立ち位置になれないという方がおると思うんですよ。これはやっぱり広域になった中で、その広域の問題として考えるべき問題であると思うんですけど、その辺、どうですか。

○議長（札辻輝巳君） 人事部長。

○人事部長（宮田直樹君） 今、議員がおっしゃいましたのは、消防職員の昇任試験に五條市が加入していなかったという問題であるかと思えます。当然、五條市で係長だった者は消防本部に移行しましても係長職となっておりますので、その辺は問題がございませんが、繰り返しになりますが、やはり昨年度の司令試験を例にとりますと、受験者平均年齢が46歳、最高年齢が57歳となっておりますので、その辺は各個人の考え方で色んなパターンがあるということでご了承いただきたいと思えます。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） もうこれ以上議論しても多分溝は深まるばかりやと思えますわ。ただ、でも、広域消防の中でやっぱりこの問題が生じているというのは、最初の広域消防が発足するときに五條区分としてもしっかりと申し上げるべき問題であつたとは考えるんですけども、前回の答弁でもやっぱり問題としては認識しているという答弁だったんですから、そこはもう一度、再度考えて議論していただく、広域の中で議論していただく必要があると思うんですけども、その辺、どうですか。

○議長（札辻輝巳君） 人事部長。

○人事部長（宮田直樹君） 今の意見を参考にさせていただきまして、例えば昇任試験を受ける際のキャリアというんですか、受けた際、例えばその辺のキャリアが10年ある者

やったら加点するであろうとか、試験の中での制度運用は可能かと考えております。時間の短縮です。受けていただいたときのスキル、キャリアですね、持っている技術をある程度評価していくというような方策は考えられると思います。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） そのような答弁をいただきましたので、その部分は昇任試験するときのプラス査定になるのであれば、そこは考えていただきたいと申し上げるのと、結局、僕は思うんですけど、多分この五條区分の方といたら僕らよりも年齢が少し上で、今45歳前後の方が多いのかなと推測するんですけども、やっぱり現場に出て五條の消防を引っ張っていただけた一番の功労者であると僕は思うんです。やっぱりその方々が、広域になったときに、他の消防職員で、階級が上で、年齢が若い、ただ、でも、経験は自分の方が上やのに、そういった方に右行け、左行けて顎で使われとったら、それはモチベーションも上がらんとしますわ。その辺のことはしっかりとご認識いただきたいと、そのように申し上げます。

次に、大きな2番に移ります。消防長の任命についてなんですけども、まず、この公募について、これは他の議員からも質問が出ていますので簡単に終わらせていただきますけども、これだけの大きな組織で公募して、理解もするんですけども、ただ、普通考えたら、やっぱり現場のたたき上げで、現場からプロパーでしっかりと対応するべき問題であると思うんですけども、この辺、どうですか。じゃ、逆に言うたら、これだけの組織で長をとれるスキルのある人間がいなかったという判断になると思うんですけども、それはどうですか、その辺。

○議長（札辻輝巳君） 管理者。

○管理者（森下 豊君） 養田議員の質問でございます。

先ほども少しありましたけれども、公募するということが、その選任の仕方についてなんですが、これは法令、法律なり、我々のこの広域の条例の中に加味されている内容でございます。それを一般にオープンにして、そして、わかりやすく公募の形をとろうということで、初めてここでとらせてもらう形になります。

でも、ここで初めてなんですけれども、私どもの檀原市では普通にやっていることでございまして、それをここに持ってきたわけじゃないんですけども、今回の場合、ちょうどリセットしなきゃいけないというのがありましたので、これは一般に2週間の間ですか、公募をかけさせていただきまして、そして、みんなに周知徹底して、新しい取り組みとしてこういう取り組みを広域消防はしているんだということをちょっと情報発信もしたいということもありましたし、先ほどもありましたけど色んな不祥事が続きましたので、ここは襟を正すところだという意味を込めてこういう選定をさせていただきました。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） 広く公募して、県民・市民にこういう状態でやっていると認識していただきかけたというような答弁をいただきましたけども、少なくともこういう公募するというような話は僕らはいただいていませんでした。僕も色んなところからお話を聞かせていただきましたけども、やっぱり普通で考えると、例えば大きな区分からではなくて小さな区分からも、有能なそういう人材があれば活用していくべきやと、そのようにまず申し上げたいと思います。

続いてなんですけども、②、専門分野、これは山岳救助隊の任命、山岳救助隊やね、これ、水難救助隊が発足されると聞いています。山岳救助隊は前回も少しお話しさせていただきましたけども、今現在の山岳救助隊の隊員さんが持っておられる例えば講習や、また免許、そういった部分、どのようなものがあるのか教えてください。

○警防部長（山口勝啓君） 警防部長の山口でございます。

山岳救助隊の資格とか、あるいは指名に関してなんですけども、当組合の「山岳救助隊の設置等に関する要綱」というのがございまして、特段資格が必要ということはありません。ただ、要綱で定めております隊員の指名につきましては、消防大学の救助科または奈良県消防学校における救助科を修了した者及び登山救助の技術を有する者として署長が認める者の中から、署長が推薦して警防部長が指名することとしております。

研修等につきましては、外郭団体の研修、例えば山岳遭難救助研修、これは富山県であるんですけども、優秀な隊員の中から選考いたしまして研修等を受けております。

以上です。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） 色んな団体がこの山岳の講習をされているんですよ。例えばこの山岳医療救助機構とか日本山岳、また、スポーツクライミング協会とかって、そういったところが色んな研修をされていて、例えば雪山であったりとか、雪がないところであったりとか、色々そういう研修をやっているんですけども、隊員さんはこんなん行かれてると思うんですよ。研修に行かれてると思うんですけど、その隊長さんという方、僕は隊長さんに別に面識もないですし、何もないんですけど、ただ、その任命された隊長さんという方は山岳の例えばそういった講習とかそんなんて受けられとるんですか。

○議長（札辻輝巳君） 警防部長。

○警防部長（山口勝啓君） 隊長におきましては、現隊長は山岳救助の経験はございません。ただ、南部方面隊長を含め、各方面隊長には署長の経験者あるいは各災害現場に精通した職員を方面隊長として充てております。また、隊長を含めて南部方面隊と南部の4署の山岳救助隊員等で定期的に訓練あるいは研修を実施して、活動の強化を図っているところでございます。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） ないわけですよ。隊長は基本的には、山岳の資格というのはないんですけども、そういった経験もない、例えばそういう講習を受けたというようなこともないわけですか。

○議長（札辻輝巳君） 警防部長。

○警防部長（山口勝啓君） 特に研修等は受けておりません。以上です。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） それで、山岳救助って、実際隊員ね、僕も隊員になられている方から少しお話も伺ったことがありますけども、やっぱり自分の命もかけて行かないといけないと思うんです。これまた水難となると、またもう一個難しさが増すのかなと僕は推測するんですけども、それらの経験もない方をそういった職に充てて現場指揮をとらせる、これをどうお考えですか。

○議長（札辻輝巳君） 警防部長。

○警防部長(山口勝啓君) 山岳を含む水難救助隊の活動の内容についてなんですけども、実際、災害現場に現地指揮所というのを設けます。その中で発災地の管轄の署長、例えば五條署管内でしたら五條署の署長あるいは山岳救助隊の隊員の中から優秀な、そういう知識のある職員等と活動方針を決めて、その中で山岳救助隊長あるいは署長等で指示を隊員にしていくという活動内容になっております。

○議長(札辻輝巳君) 養田議員。

○6番(養田全康君) それはわかるんです。所轄の署長が多分その大隊長みたいになって、最高の責任者になってやるんやと思いますわ。でも、実際現場でやっている方は、そういった山岳のスキルがものすごいある方が救助活動をやってくれていると思うんですよ。でも、何でもピラミットで、現場で起こって、しっかりとそれが上に上に伝わって話が行くわけですよ。その中で、その過程の中に山岳をやったことない人ですよ。それ、わかります？ こういう現場でこんな状態になってますねんという話がね。そのことすらも理解しがたいんじゃないのかな。まだ講習等を受けていたら別ですわ。しっかりとしたペーパー上でできているんやったら問題ないのかもしれませんが、その辺は間違えてると思うんです、僕。

過去3年間を振り返っても、例えば五條、吉野、御所、下市、この辺は山岳の事故が多いところですよ。やっぱりそれらでなれた方がいらっしゃると思うんですよ。そういったところら辺で、せめて山岳救助隊ですか、あと水難救助隊とか、この辺の難しい、生死が隣合わせといいますか、そういった難しい隊に至っては、やっぱりそういったスキルがある方をしっかりと起用していただきたいとお願い申し上げたいと思います。

次に移ります。最後、3番なんですけども、人事交流者の現場出動の対応。これは前回は申し上げたんですけども、どこの区分かは言いませんけども、ある中学校で事故が起こったと。そういったときに、その中学校の入り口がわからなかったと。これはなぜかというたら、その区分外から来た人事交流者が3人で救急に向かったというような事例がありました。その中で地元の区分の隊員が一人でも入っているとそういった救急に遅れが生じることがなかったのかなと推測するんですけども、今後そういった地元採用の人間をワンパーティー3人の中の1人に入れていただけるようなお考えはございませんか。

○議長(札辻輝巳君) 救急部長。

○救急部長(眞井敬夫君) 失礼いたします。救急部長の眞井でございます。前回の議会でもご質問がありました。さらにということで、その後の対応をお話しさせていただきます。

ご指摘どおり、当然各区分、人事交流者も大変増えております。そんな中、3名とも区分外の職員で出動するというのも過去にもありましたし、今も発生しているかわかりません。そんな中、特に救急小隊につきましては、やはり3名とも区分外の職員ということもあり得ますけれども、それより救急救命士の配置を、乗車を配慮したりということもございまして、当直長につきましては小隊の編成に十分配慮しておりますけれども、今申しましたように救命士の配置を優先することで乗れない、3名とも区分外ということも時にはあるというようなところで、十分配慮するのはさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（札辻輝巳君） 養田議員。

○6番（養田全康君） 今後、そういったところできっちりと再度見直していただけるかどうか、答弁ください。

○議長（札辻輝巳君） 救急部長。

○救急部長（眞井敬夫君） 各区分の人事交流者につきましては、おおむね今2割から3割というような形で聞いております。五條区分でありましたら、先ほど申しましたところで救急救命士の配置が各部3名ずつおられます。そんなところで、人事交流者を全く3名ともということも十分配慮させていただきますけれども、機関員の関係とかのことも踏まえまして少し配慮できないこともあると。十分配慮させていただきますけれども、その点は今後とも十分対応させていただきたいと考えております。

○6番（養田全康君） 以上で終わります。

○議長（札辻輝巳君） 続きまして、21番、植村家忠議員の質問を許します。

21番、植村家忠議員。

○21番（植村家忠君） 私の方からは、主に管理者並びに消防長に質問をさせていただきますと思います。

まず、管理者に対しましては、広域消防の運営についてということで何点かお尋ねしたいと思います。

まず1つは、5年を経過した現状をどのように評価されているのか。先ほど全協でも色々議論がございました。なかなか当初思ったような実績が出ていないと、こういうこともあり、当然我々組合を構成する市町村の首長も、そしてまた各議員さんもお心配をいただいているところでございますので、その辺を少し答弁していただきたいなと思います。

それから、これも特に不祥事に関連しておりますが、体制並びに規律のゆがみから不祥事が多発し、後を絶たない不祥事の続発が続いている。先ほど来、管理者の答弁についても、また消防長の答弁についても甚だ不満であります。そういう意味でも、是非管理者としてどういった処方箋を持ってこの規律の緩みをしっかりとただし、不祥事の再発防止に努められるのか、思い切った処分も必要ではないかと思いますが、そういった覚悟のほども聞きたいと思います。

それから、もう1つは、先般、小松議員や我々が申し上げてまいりましたように、やっぱり首長会議をしっかりと開くべきだと、こういう話をした中で、首長会議をしていただきましたけれども、果たして先般の首長会議はどうだったのか。とても短時間の間で、首長会議が名ばかりであって実がなかったと、こういうふうに思っておりますが、それに対して管理者はどういうふうに評価をされているのか、もし同じような思いを持たれたとしたら、今後どういうふうにしていくのか、こういうことも是非意欲を表現していただきたいなど、こういうふうに思います。

それから、運営協議会でありますけれども、これも今般の公募の問題も含め、色んな部分での運営協議会。本来運営協議会が一番心臓部分であり、機能していかなきゃいけないと思っているわけですが、運協のメンバーの中も色々異論が続発しているということで、なかなかまとまった方向感が出されていないというふうに見受けております。そういう意味でも、今後どういうふうにして運営協議会が機能できるようになるのか、こういうことの部分も答弁をお願いします。

それから、もう1つは、再三皆さん方から出ておりますが、消防長の公募についてであります。先般締め切られたと聞いておりますので、公募に対して応募者が何名いたのか、そして、今後はどのような手続を踏んで決定するのか、そういうような部分。それから、当然、人心一新ということでもございましたし、先ほどの全協での管理者の答弁にもリセット、今もリセットという言葉がございました。リセットイコール現況ではだめだということでリセットという言葉が使われたんだと思いますし、私もそういうふうにとっております。そういう意味では当然現職の再登板はないんだろうなど、こういうふうに思っておりますので、そういったことも含めて管理者の考え方をお聞きしたいと、こういうように思います。

それから、消防長には先ほど、私が不祥事について随分と質問いたしました。そういった中で、消防長の答弁をお聞きになった今日の議員さん方が、果たしてあれで満足のかどうか。少なくとも私は極めて不満であり、本人の問題意識が欠落しているなど、こういうように思っておりますので、もう一度そういったこと、いわゆる自分自身の出処進退も含めてもう一度しっかりと答弁をしていただきたいと、こういうように思います。

それから、もう1つ。きつい質問でありますけれども、そういう中で。まあまあ、これは答弁次第で私の方から再質問としてさせていただきますので、今ここでは触れないことにいたします。

それから、これは事務方に尋ねるんですけれども、先ほども負担金についての今後についてということで、色々A案、B案、C案という提示がありました。私は頭が悪いのかどうかわかりませんが、あれでどれがいいか、もしくはこれが特効薬だというふうな糸口すらつかめないような案であるなと思いました。本来、まずはやっぱり一番大切なことは、この広域消防の一番の問題点というのは当然いわゆる消防力の強化、そして、もう1つは経費を落とすんだと、この2つだと思うんですね。ある部分では相反する問題でありますけれども、それをきちんとしないとこういった問題、いわゆるどんだんどんだん各市町村の消防費の負担増につながっていく。そのためには、やっぱり基本的な柱を作らなきゃいけない。その柱というのは何かというと、再三私が申し上げているように適正な人事、人間の数、いわゆる職員の数、そして、適正な消防署の配置と同時に車両等々のいわゆる適正配置。と同時に、無駄な車両等々を減らしていく。そういったことをまずきちっとした上でA案なのかB案なのかC案なのかというふうにしていかないと、その分を除いて今、A案、B案、C案を議論しても結論は出ないと私は考えておりますが、そういった点も含めてご答弁をいただきたいと思います。

この後は、私、答弁次第においては自席で2問、3問議論をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（札辻輝巳君） 管理者。

○管理者（森下 豊君） 植村議員の多岐にわたります質問でございます。抜けているものがありましたら、また後でお願いしたいと思います。

まず、5年間の評価を述べよということでもございます。一言で評価はなかなか述べにくうございますけれども、細かく言うと数字的にも、例えば現場へ到着する数字、あるいは病院に救急車が運び込む数字等々も何分かよくなっているという数字が出ております。こ

れなんかは、やっぱりこの5年間で取り組んできた成果が出ているのではないかなという事は感じています。

また、通信のデジタル化というので一本化をいたしました。そして、それが1つになったということで、市町村間あるいは広域消防間の線引きがなくなりました。近いところから効率的、効果的にその場所に、現場に到着していただける。その数字がよくなってきているということは、これは高い評価をするべきものだなと考えています。

また、昨年ですけれども、県外に大変大きな救援活動に行かれました。昨年でしたね。岡山県の真備町に西日本の大豪雨がございまして、そこへ応援部隊として奈良県広域が行きました。5日間でしたが、75名の救援をした。救助をしたということをお知らせ、総務省消防庁の方からお褒めの言葉をいただきました。これは非常にうれしく感じましたし、また、今年6月にありますG20の警備にも、奈良県警察とともにですけれども、警備に当たってくれというような仕事の内容も伝わってきております。地域、県内もそうですけれども、県外に対してもこの広域消防が徐々にですけれども認められてきているのかなということも少しずつですけれども感じているところでございます。

それから、今、色々な不祥事がありますということで、組織がちょっと弱くなってきているんかなという質問でございますが、再発防止のために組織強化というものを、もちろん広域消防みんなでですけれども、考えていますし、その組織強化、特に危機管理の部分での強化をより一層進めていかなきゃならないんだと考えています。また、道徳面、倫理面におきましても、消防人としてこうしなきゃいけないということのやっぱり啓発、これは続けていかない限り、今のような不祥事が出てくるというのはとめることができませんので、この部分に関してはより強化が、そして、外からの目がここには要るのではないかなというふうな気もいたしますので、また、この37市町村の皆様方には色々な面でご協力をいただかなきゃいけない部分があるかと思いますが、その辺、しっかりと強化に取り組んでまいりたいなと考えています。

それから、1月にありました、37市町村の首長さんが集まりました総会ですね。5年目にして初めてさせていただきまして、そこで色々なご意見もあったんですが、一番我々の胸に突き刺さったことはそこでの知事のお話でございました。知事が、自らが海上保安庁長官として経験がある中で、海上保安庁の組織を強化するためにこういうことをしたんだということを、いつものあの答弁の仕方ですけれども、とつとつとやられました。データをしっかりと貯めときなさいよ、そのときの様子を必ず映像に撮っておきなさいよ、そして、それを後で必ず、みんなで次こうしようよと、次もっと良くするためにはどうしたらいいんやということを検討しなきゃいけないというお話をしていただき、その前に、目の前にちゃんと次の数字を出してモチベーションを上げなきゃいけないというお話をされました。今のところ、我々広域ではそういう動きを全くしていません。ただ、数字は上がっているんで、数字を見て良かったなというところで終わっているんですが、やっぱりしっかりと次の数字の目標を出して、それに向かって動いていくということが我々、今、ちょっと足りないところかなというふうに考えもさせていただき、その首長会議での一番の感銘を受けたというか、良かったなと思うことは、それを37市町村長が共鳴できた、共感できたということだと思いました。

それから、運営協議会のことでご質問がございました。この運営協議会、実は5年前に

発足する前からございまして、11の広域消防が1つになるために、今で言う、多分そこで37市町村長がみんな集まって始まる前のちょうど議運のような形が運営協議会であったのかなと思います。その運営協議会が今ちょっとそのときの運営協議会とだんだん形が変わってきてまして、もちろんそのメンバーもかわってきましたので、最初の同じ志を持ったときの運営協議会とはちょっと違う形になってきたように思います。ということは、ここの議会もありますし、議会ではないんですけども、もう1つ同じような管理者ばかり集まる議会があるというような、そんな印象になってきておりますので、これは運営協議会の中でも色んな議論はあるんですけども、もう一度考え直そうかなというところに来ています。33年の統合に向けてですけど、ちょっと運営協議会のありようも変えていく必要があるかなと考えておりますので、その辺は引き続いて努力していきたいと考えています。

それから、消防長の公募についてでございます。20日で締め切りましたので数は出ていますが、複数名とだけ言わせていただかなきゃいけないということをおっしゃっておりますので、複数名とだけ言わせていただきます。そして、選定委員会は3月に入りますと行われますので、その結果をしっかりと見守りたいと考えております。

以上です。

○議長（札辻輝巳君） 消防長。

○消防長（山本 洋君） 失礼いたします。植村議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほど全員協議会でもお話をさせていただきましたので重複部分は割愛させていただきますが、私は先ほど来申し上げておりますように、今回の事件で失われた住民の皆さんの信頼を取り戻すためには、全職員が一丸となって、これは現場で返すしかないというふうに職員には申し上げます。住民の皆様は現場活動で安心安全を与えていただく、その消防に大きな期待を寄せていただいているということからも、我々はそれに徹して、活動で皆さんにお返しをして信頼を得ていこう。

ただ、それだけでは綱紀粛正にはつながらないところがありますので、今、人事部長、我々が中心となって問題の解決策を図り、一部も取り入れながら、職員の綱紀粛正に尽力尽くしている現状でございます。ただ、幾ら言いましても口だけでは何もなりませんので、しっかりと形として見えるように、今後も皆さんにお諮りをできるような状態を作りたいと、このように思っております。

私のことにつきましては、任命権者は管理者でございますので、管理者に私の管責を報告をさせていただいて、ご承認を得て、先般の運営協議会におきまして、11人の委員の皆様方からも強いご指導をいただきまして、今後ともしっかりと取り組めと。ただ、行動で全てをあらわすしか方法はないというふうにも言われておりますので、しっかりと取り組んでいくことをお誓い申し上げたいと、このように思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（札辻輝巳君） 副消防長。

○副消防長（勝井康晴君） 最後に、負担金ルールの検討における適正配置の必要性についてでございます。

その件につきましては十分認識しております。2月に行いました市町村の方も入ってい

ただいた検討会の中でもその必要性は十分言われておりますので、その分を加味した中で検討していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（札辻輝巳君） 21番、植村議員。

○21番（植村家忠君） 管理者からの、まず答弁の中で、5年間の経過については、確かに管理者の答弁の中でもありましたように一定の効果は出ているというような部分については私も評価はできますが、今まさに道半ばでありまして、そういう意味ではいわゆる運営協議会、そしてまた首長会議、こういったものしっかりと機能するように立ち上げる、もしくは修正するものは修正をし、再構築をしていただくことによって、この新しく6年目以降の広域消防というものが本来の目的の方向に進むのではないかなど、こういうように思っておりますので、特にやはり首長の会議は定期的開催すべきだと思っておりますので、是非そういったことを実現できるようにお願いをしておきたいと思っております。

運協についてもご答弁いただきました。やっぱり今現在、少し機能していないというのは我々の耳に入ってきておりますので、原点に戻ってしっかりと再構築をしていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、消防長の公募でありますけれども、あえてそれ以上詳しい応募の内容については聞きませんが、いわゆる選定委員会の結果を待つということでありましたけれども、管理者はどういうふうに関与するのか、その辺をもう一度答弁いただきたいということと、当然、この募集内容にもありましたが、いわゆる適任者がいないということも考えられますよね。だから、そういう意味で、じゃ、複数の人たちが応募しました。だから、ちょっと厳しいけれども、この中でどうしても選んでしまうんだというふうな安易な気持ちで新しい消防長を選ぶことは是非やめてほしい。これは先ほど来、小松議員の全協での発言もありましたし、我々も当然思っておりますが、一部事務組合の性格をよく熟知をしていただいて、我々が信頼できないような消防長が誕生した場合に予算等々を承認できないという事態にも発展するということをしつかりと胸に刻んでいただきたいなど、こういうふうに思うわけでありまして。

これはこの議会だけの感じだということで軽く受けとめないでいただきたいですよ。現実的にはそういうような、先ほども申し上げたように140億のお金を90万の県民の皆さん方から預かっているわけですから、やはり納得できない部分については断固行動するということもあり得るということをお願いを申し上げておきたいと思っております。

それから、負担金等々が、今後の自賄い終了後の広域消防のあり方というのはよほどしっかりとプランを考えなきゃいけないし、そういう意味では、運協に任せておくのか、やはりそういった新たに運協の皆さん方ともども、例えば市長会、町村会の中から、いわゆる首長の中からも何人かの方も参画をして議論をしていくのか、色んなレベルでの積み上げというのが必要だと思います。そういう意味では、是非そういったいわゆる財政担当だけで事務方と話をしてもなかなかまとまるものでもないと思うし、そういう意味で、是非もう一度、そういった点の今後のあり方を少し聞かせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（札辻輝巳君） 管理者。

○管理者（森下 豊君） 植村議員の質問にお答えいたします。

次の消防長公募の選定委員の中には私は入っていません。その選定委員については、これは皆わかってないですね。選定委員についてもこれは公表しておりませんので、ただ、私は入っていませんので、この選定に関与はいたしません。

○議長（札辻輝巳君） 勝井副消防長。

○副消防長（勝井康晴君） 検討状況におきます検討の仕組み、検討体制、検討の仕組みについてのご質問でございました。

まずは今度の議会に向けてということになりますねんけども、検討状況については区分会議等に随時説明していくと。それから、今、議員さんがおっしゃってくれました市長会を通して、町村会を通してというこのあたりについても、そこで周知していくというようなところはまた検討させていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（札辻輝巳君） 21番、植村議員。

○21番（植村家忠君） 管理者にもう一度聞かせていただきたいと思います。選定委員会には管理者は入っていない、それは結構ですが、でも、最終的な任命権者は管理者でしょう。ということは、例えば管理者もある程度、当然選定委員の方々とは違う観点からそういった応募者の方々に対しての十分な評価をそれなりにした上で、その選定委員会から出てきたことを例えば是とするのか非とするのかという判断をしていかなければいけない立場にあるのではないのでしょうか。いかがでしょう。

○議長（札辻輝巳君） 管理者。

○管理者（森下 豊君） 植村議員の質問でございます。

その選定委員にはもちろん入っていませんが、私はそこで決定された次の消防長を任命する権限者でございます。それは任命したいというふうに考えておりますし、その中身につきましては、これは選定委員の皆さん方に私はお任せすべきだと考えています。

○議長（札辻輝巳君） 植村議員の質問は残すところ5分を切りましたけども、質問を許します。

○議長（札辻輝巳君） 植村議員。

○21番（植村家忠君） いや、そうするとあれですか。今の答弁だと、極端な言い方をしたら選定委員会が出たことについては、まあまあ、言えぼうのみにして認めるということですか。

○議長（札辻輝巳君） 管理者。

○管理者（森下 豊君） 植村議員の質問にお答えします。

うのみという言葉は、これは私は受け取れない言葉でございます。任命権者としてその結果を受け取りたいなというふうに考えています。

○議長（札辻輝巳君） 植村議員。

○21番（植村家忠君） ということは、管理者はそれに対しての考察はしない、いわゆる出てきたことについては、うのみという言葉がご不満だったら、それを尊重して認めるということですか。

○議長（札辻輝巳君） 管理者。

○管理者（森下 豊君） 植村議員の質問に再度お答えいたいたします。

そのとおりでございます。

○議長（札辻輝巳君） 植村議員。

○21番（植村家忠君） 募集要項を見ていると、ここにも「条件を満たす人がいない場合には」というようなことも書いてあるわけですから、その意味で、じゃ、選定委員の皆さん方には例えば事前にそれなりのいわゆる見識を持って、例えばこういうことこういうことについては任命権者としては危惧してるよ、だから、そういうことを考慮しながら選定をしてほしいということぐらいは意見を挟めるんじゃないでしょうか。

○議長（札辻輝巳君） 管理者。

○管理者（森下 豊君） 植村議員の質問ですけれども、私は任命権者でございます。任命権者として、今の公募の結果をやっぱり待つ以外に私の任命権者としての仕事はありません。そこに入るんだったら私、その委員会に入らなきゃいけませんし。でも、入れないんです。任命権者は入れないということでございますので、私はその選定委員会の結果をよしとして待ちたいと考えています。

○議長（札辻輝巳君） 植村議員。

○21番（植村家忠君） これについては堂々めぐりになりますのでこれ以上はいたしません、少なくともそういうふうなご答弁をいただいたとすれば、当然管理者も選定委員に入るべきだったと思っておりますし、結果、首長の皆さん方からの評価が得られない場合にはそれなりの事態も発生し得るということをお願いして私の質問を終わります。

○議長（札辻輝巳君） 続きまして、22番、青木弘行議員の質問を許します。

22番、青木弘行議員。

○22番（青木弘行君） 22番、中吉野区分、大淀町の青木でございます。

私の方から項目を2つ出しておりますので、2つの項目について質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。奈良県広域消防組合の全体統合への取り組みについて、先ほど勝井副消防長の方からもお話がございました。私の方は、前回11月議会で質問した内容について、その後の取り組み、また今後の取り組みについて質問させていただきます。前回は市町村分担金の負担方法の検討についてが提示され、これにより粛々と進めるべきだと感想を述べさせていただきました。今議会において新年度予算が提案されるに当たってお聞きしたいと思います。

まず1つ目です。全体統合を控え、火災・救急・救助について、広域消防組合を1つの組織として安全安心に運用するために、具体的にいかに事務を進めているかをお聞きします。

次に、スケールメリットを生かした経費の圧縮が非常に重要であると考えますが、新年度予算に反映された内容をお聞きいたします。

次に、全体統合に向けワーキンググループを立ち上げ、検討されている負担方法の見直しについて具体的にお聞きします。

大きく2つ目の質問でございます。消防職員への処遇、勤務条件の統一、そして、やる気・モチベーションのアップについてでございます。

私は、奈良県広域消防の全体統合をなし得るには、現場での消防・救急・救助・予防といった消防の本来業務を行う職員一人一人の能力の向上、やる気・モチベーションのアップが必要であると考えます。

奈良県広域消防では不祥事案が多数発生しており、他県から厳しい批判の意見が出ております。また最近、他県では火災現場で消防職員が殉職するというニュースが続けて報道され、心が痛む思いでございます。そのようなニュースに臆することなく、崇高な消防業務を遂行するためには訓練が必要であり、職員一人一人の能力の向上、やる気・モチベーションのアップが必要不可欠です。私自身も消防団員として長らく務めさせていただきましたが、一人一人のやる気・モチベーションが現場活動の大きな力になり得ると実感しております。

そのためには何が必要か。私は、消防職員の処遇、勤務条件の向上、統一が必要になってくるのではないかと考えます。ある署所では人員に余裕があり、有給休暇が取得しやすい。ある署所では人員に余裕がないからなかなか休暇が取得できない。手当についても各消防署でばらつきがあると聞いております。また、同じ消防署内で勤務しているのに手当が支給される職員、されない職員が混在していると聞きます。このような不均衡は職員のやる気・モチベーションを低下させる要因になっているのではないのでしょうか。勤務条件の違う職場間の異動も考えものです。業務の多い少ないはあったとしても、勤務条件の差をなくすのは本来ではないのでしょうか。全体統合を前に速やかに統一しておく必要を強く感じています。

奈良県広域消防組合の職員は、消防本部でも18消防署のどこで勤務しても勤務条件は同じ。手当に差がない。また、出動車両台数による署所の配置人員、車両1台に対する乗車人員は同じにしていかなければ、ある署は消防車5名、ある署は3名または4名出動では、初期の現場活動に差が生じるのは当たり前ではないのでしょうか。

消防職員も公務員。給料をもらって仕事をしているのだから、当然休みがとりやすく、出動する隊員が多く、人員に余裕があり、手当も支給される署で勤務したいと思うのは当たり前のことではないのでしょうか。

職員数、出動体制、手当をどこの署所で勤務しても同じになることが職員のやる気・モチベーションを上げる基本となると考えますが、いかがですか。消防は人、物、いわゆる車両等で業務を行っている。車両装備等は仕様を統一し、一括入札を実施していると聞いていたのでほぼ同じと察しますが、それを扱い、活動する職員の教育、訓練を実施し、一人一人の能力を少しでも向上させていくことが奈良県広域の現場対応能力の向上につながるのではないのでしょうか。また、勤務条件の統一、向上は、職員採用試験の応募者数においても大きな影響を及ぼすものです。

そこで、人事部長にお尋ねいたします。

1、現在、消防署所によって出動隊の人員配置に不均衡があるのか。あるなら、その対応についてどのように考えているのか。

署所に配置している職員数は何を根拠に決定しているのか。全体統合後は統一する必要はないのか。

3つ目、消防署所によって手当等の不均衡があるのか。あるなら、全体統合までに統一するのか。また、その不均衡が職員のやる気・モチベーションに影響していないのか。

4つ目、年休の取得状況に本部、署、分署間、また個人によってどのぐらいのばらつきがあるのか。

5つ目です。現在3交代勤務を実施していると聞かすが、全ての署所、分署が同じ体制か。

違うところがあるなら、統一の必要性があるかないかを聞かせてください。

最後です。定年退職前に退職する職員は広域後、何人いるのか。その退職理由が勤務条件や処遇に起因していることはないのか。

以上です。ご答弁よろしく願いをいたします。

○議長（札辻輝巳君） 消防長。

○消防長（山本 洋君） 失礼いたします。今、青木議員からのご質問にお答えをしたいと思います。ただ、子細な部分も当然ございますので、その部分については人事部長、また現場におきましては警防部長等々から子細な状況についてはお答えをさせていただきたい、こういうふうに思っております。

私としましては、先般からの、1月からの市町村の総会でも首長さんの方にも報告をさせていただきましたけども、平成28年からデジタルの統合が始まりまして、現場を統一化してきてまいりました。そんな中で、当然、今議員もおっしゃっていただくように職員はまだまだ自賄いの状況ですので、給与の格差、また現場での対応の違い、色々あったわけですけども、その28年からの統合によりまして、若干ではありますけども現場活動には一定の統一感が出てきたのかなと。これは訓練を重ねておりますので、その方向が出てきたという面では1つの成果のあらわれではないかなというふうにも思っております。当然区分を越えた出動でございますので、日々の活動や消防力の格段の違いも当然ありますので、その辺を微力ではありますけども1つの方向性を作りまして、要綱等々も整備しまして、今まさに統一感を出すために頑張っているところでございます。

特に先ほど来議案等にも出ておりますし、一般質問でもありました経費の負担のあり方が今後は一番重要になってくると思っております。先ほどのお話の中でも、本来の奈良県広域の消防署の適正消防力はどうなのか、これをしっかり我々は皆さんにお示しをして、各区分だけではなくして、署所の統廃合、また奈良県広域の消防車両の台数、また職員数、こういうものもしっかり今後、というよりも33年までにしっかりと出して、その基本に基づいて、先ほどもお話しさせていただきましたが、経費負担のあり方というものが問われてくるのかなと、こういうふうに思っております。

そんな中で、今後もしっかりと皆様方の不公平感のないような、職員も不公平感のないような職場づくりに励んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

その後は、また部長の方からご報告、また答弁をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（札辻輝巳君） 警防部長。

○警防部長（山口勝啓君） 警防部長の山口でございます。

今、消防長からありましたように、全体統合を控え、火災・救助に対する具体的な取り組みについて回答させていただきます。

既に警防部門の統合を行い、広域化前の出動隊数を上回る体制をとっております。例えば一般建物火災の場合、第1出動を南部にありましては6隊から7隊、北部・中部にありましては7隊から9隊に増隊して強化を図るとともに、木造密集地火災、あるいは大規模倉庫火災、あるいは南部地域にあります水利困難地区火災等の災害にも初動から12隊から15隊の大規模部隊の投入を図り、対応をとっているところであります。

救助につきましては、平成29年、橿原署に高度救助隊、6署に特別救助隊を設置し、

運用しており、昨年8月1日、山岳救助隊を発隊し、既に運用しております。さらに今年8月1日を目途に水難救助隊の発隊を予定し、活動強化を図っているところであります。

また、全体統合に向けて、予算面からも適正な車両配置、更新計画の素案を検討並びに更新車両の仕様統一による調達価格の削減を進めているところであります。

以上です。

○議長（札辻輝巳君） 救急部長。

○救急部長（眞井敬夫君） 救急部の救急部長の眞井でございます。

今後、救急業務の具体的な進め方についてでございます。

救急出動は昨年5万件を超えております。まだまだあと10年間、救急出動が増加する傾向にあります。そんな中、先ほど管理者のお話もありましたけれども、現場到着時間の延伸につながらないように、直近署所からの出動等、救急隊が病院からの引き揚げ途上にも出動できるような態勢で、現場到着の延伸にならないように努めておるところでございます。

そして、救急出動につきましてはまさしく時間との戦いでございます。管理者のお話もありましたけれども、医療機関への収容時間の短縮にもしっかりと目を向けております。救急隊の現場滞在時間、病院交渉等々の時間の短縮につきましても、県の行政、また県の医師会等々ともしっかりと協議いたしまして、色んな救急のシステムを構築させていただいております。4年前から比べますと現場滞在時間も約3分弱短縮させていただいておりますし、病院への収容時間も4分弱でございますけれども短縮につながっているところでございます。

それと、昨年、一昨年でございますけれども、奈良県はドクターヘリを運航させていただいております。県の事業でございますけれども、年間約400件の出動がございます。奈良県広域にありましても山間部で結構ドクターヘリは使われておりましたけれども、ここ最近では平野部と申しますか、北西部の地域へのドクターヘリの出動も増えてきておるところでございます。

そんな中、ドクターカーの運用も平成28年から組合全域で対応できるようにしておりますので、ドクターカーとドクターヘリの連携も含めまして、重症患者のおられる救急現場にドクターを早期に出動させる早期医療介入というのがしっかりと根づいてきておりますので、救急隊との連携も含めて、より強靱的な救急医療体制の構築を目指しているところでございます。

以上です。

○議長（札辻輝巳君） 総務部長。

○総務部長（南 秀樹君） 総務部長の南でございます。青木議員からの、私からは、新年度予算に反映されたスケールメリットに対するご質問についてお答えをさせていただきます。

当組合におきましても、広域化を効率的な予算運営による予算軽減を目途にいたしまして、一般会計の集約は順次進めているところでございます。平成31年度につきましても、電気料金の集約、また医薬材料費の集約、予備救急車の集約、あるいはパソコン購入費用の集約等々を行っております。他にも本部職員の手当の集約等、予算に反映した内容を逐次進めているところでございます。

もう少し詳しく電気代についてお話しさせていただきますと、全体につきましては、電力自由化によります新年度への参入を受けて、入札により業者決定をしている市町村もあることは存じておるんですけれども、当組合におきましては、管内の北部の人口密集地から南部の過疎地までとかなり広うございます。全てをカバーできる事業者が関西電力さん以外にはございません。また、低廉化が見込める高圧電力のみに一部入札をかけたといたしましても、全体での低廉価格は多く望めないことがわかりましたことから、一旦関西電力さんと本部で一括して法人契約を締結することで、昨年までの実績から約20%程度の電力の低廉化を見込んだものでございます。

法人契約につきましては既に11月に締結をしてございまして、11月以降の運用実態を見ますと想定どおり、2ヵ月ですね、11月、12月で21%程度、約300万円程度の低廉化が実現しているところでもございます。

次年度におきましては、当初の年度という形で幾らの低廉化が見込めるとは不確定なところもございましたことから、一旦1,300万円程度の、率にして約10%程度の削減で積算しておりますけれども、実際は先ほど申しましたように20%程度の低廉という形で、2,000万余りの削減ができたのかなと。

このような形で他の事業につきましても適時集約を進め、予算の軽減を図ろうとしているところではございます。

以上でございます。

○議長（札辻輝巳君） 勝井副消防長。

○副消防長（勝井康晴君） 勝井でございます。

問1の3つ目ということで、ワーキンググループでの検討している負担方法の見直しについてのご質問でございます。

本会議前の全体協議会で、先ほどワーキンググループでの検討内容を報告させていただきましたが、比較可能な3つの有力案を来年度にお示しできるよう、市町村職員の皆さんと現在検討中でございます。

1つ目の案は、全体統合となる平成33年度から区分自賄い予算をなくして、大部分を共通経費とするものでございます。同時並行で、署所の適正配置にも取り組む予定をしております。

残り2つについては、現規約どおりの自賄いを踏襲したのですが、全体統合の5年後をめどに適正配置の道筋をつけた後、再度検討方法の見直しを行うものでございます。

いずれの案につきましても、消防力の維持向上をしつつ、同時に経費負担の効率化を図るもので、両者のバランスを保つことが必要だと考えておりますので、引き続き構成市町村の方へのフォローを行い、慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（札辻輝巳君） 警防部長。

○警防部長（山口勝啓君） 先ほどの青木議員の出動隊の人員配置の不均衡及びその対応についてということなんですけれども、現在、署所に配置している車両台数及び人員配置につきましては、整理する必要があることは理解しております。

対応として、区分出動から発災直近方式による効果的で迅速に部隊集結ができる方法をとっておりますとともに、初動体制を増隊し、体制強化を全体として行っているところで

あります。また、消防資機材あるいは現場の消火戦術等の改良も並行して行っているところでもあります。配置車両等につきましては、現在、先ほども申しましたように車両の配置計画の素案を当部で検討中であり、負担金のワーキング会議の進捗状況を見据えながら、署所のあり方を含め、検討しているところでもあります。

以上です。

○議長（札辻輝巳君） 人事部長。

○人事部長（宮田直樹君） それでは、引き続きまして、2番目の署所に配置している職員数は何を根拠に決定しているのか、また、全体統合後に統一する必要はないかというお問い合わせです。

26年度、広域化発足時の区分署所の配置人数を基本としております、現在。

全体統合後、統一する必要はないのかというお問い合わせにつきましては、当然統一する必要があるとの見解から、職員数の配置も含めまして、現在、分担金の負担方法のワーキング会議の中で検討しているところでございます。

3番目の、消防署によって手当等の不均衡があるのか、全体統合までに統一するのか、その不均衡が職員のやる気・モチベーションに影響しないのかというお問い合わせですが、手当につきましては、地域手当を除く手当については30年度までにほぼ統一しております。

お問い合わせの不均衡というのは、若干残っている地域手当という部分になるかと思えます。この地域手当につきましても、昨年12月26日の市町村担当者会議におきまして具体案を示しまして、職員のモチベーションの低下につながらないように構成町村のご理解をいただき、早い時期に支給方法を検討したいと考えております。

4番目の、年休の取得状況が本部・分署間の個人によってどのぐらいのばらつきがあるかということでございますが、年次休暇の平成28年から平成30年の3ヶ年の平均取得日数は、本部、消防署とも約10日前後となっております。また、平成30年1月から12月の署所間の比較では、1人当たりの平均取得日数は少ない人で7日、多い人では16日となっております。

5番目の、現在3交代勤務を実施していると聞くと、全ての署所、分署が同じ体制か、違うところがあるなら統一の必要性はあるのかというお問い合わせですが、実施していない署は野迫川分署となります。

なお、統一の必要につきましては、3交代制のメリットである部隊編成が固定されるため連携がとりやすいことや、また、日勤日が入りますので研修調査事項及び予防業務への活用が効果を得られることから、全体統合以降、全ての職員が同じ勤務条件で勤務することが基本であることから、統一の必要はあると考えております。

6番目の、定年退職前に退職する職員は広域後何人いるのか、その退職理由が勤務条件や処遇に起因していることはないのかというお問い合わせですが、平成26年から本年度末までの退職者総数は195名となっております。その内訳につきましては、定年退職129名、勧奨退職37名、自己都合による者が10名、年度途中退職者は19名となっております。この中で勧奨退職につきましては、職員個々のライフプランによるものと考えております。また、自己都合による退職や年度途中退職者は、転職希望であるとか家庭の事情、また職員の健康状態、それぞれの理由があり、退職願等を提出する際には各所属長よ

り退職に至る経緯、また家族等の了承を得ているなどの聞き取りを行っておりますが、勤務状況、処遇を理由とした退職はございません。

以上が答弁となります。

○議長（札辻輝巳君） 22番、青木弘行議員。

○22番（青木弘行君） 答弁ありがとうございます。

もう質問はあれなので、私なりにまとめてあるので、そのまとめだけ言わせていただきたいと思います。

まず、奈良県広域消防組合の全体統合の取り組みのことについてでございますが、組合を構成している37市町村の住民の皆様が安心安全に生活していただくことが第一の目的であることは明らかなことでございます。全体統合を理由にその取り組みが遅れることはあってはなりません。また、構成市町村が財政的に疲弊していることも、本当にこれは事実なんです。効果的で効率的に取り組むことが広域消防のあり方の1つとして求められております。先ほどからお話が出ていましたワーキング会議の中で、分担金について構成市町村の部長さんクラスを入れて検討していただいているとのことでございますが、最終的には構成市町村で解決していく案件だと考えられます。しっかりと検討していただき、構成市町村が了承また同意できるような案になることをお願いいたします。

そして、職員の処遇、勤務条件等の統一のことでございますが、車両装備、活動基準が統一されていったとしても、配置人員、職員の勤務条件、手当、処遇等が統一されなければ真の全体統合とは言えないのではないのでしょうか。今後、定年延長によりそれ以上の期間を勤務する現職の消防職員が、例えばよい職場だから、そしてまたやりがいのある職場だから一緒に働こうと後輩、また知人に胸を張って言えるような職場になってこそ、不祥事の発生しない、現場活動においても住民の期待に応えることのできる消防となるのではないかと考えます。消防はマンパワーです。職員一人一人の能力の向上こそが、奈良県広域消防の現場能力を向上させる近道ではないのでしょうか。職員が不公平感を持たず、奈良県広域消防のために、管内住民のために頑張ろうと感じて行動できるような職場づくりの環境づくりをお願いいたします。

最後になります。特に奈良県広域消防組合の全体統合への取り組みについてはまさしく正念場であることを再度認識していただき、各市町村長さん、市町村担当さんと連携の上、進めていただきたいという思いであることをお伝え申し上げ、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（札辻輝巳君） これで一般質問を終わります。

ただいまより5時45分まで休憩いたします。

午後5時39分 休憩

午後5時45分 再開

○議長（札辻輝巳君） 休憩に続き会議を開きます。

日程第6 報第1号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

○議長（札辻輝巳君） 日程第6、報第1号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告につ

いて、管理者に報告を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 「議案」の1ページをご覧ください。

報第1号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告については、公用車の出動中において発生させた損傷事故に係る損害賠償の額の決定についての報告でございます。ご了承おき、お願いを申し上げます。

日程第7 議第1号 奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（札辻輝巳君） 日程第7、議第1号、奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第1号、奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

「議案」の3ページ、議第1号をご覧ください。

本案は、人事院勧告に基づきまして国家公務員の給与法が改正されたことから、当組合の関係条例について所要の改正を行うものでございます。

具体的には、初任給を1,500円、若年層につきましても1,000円程度の引き上げを行うとともに、期末勤勉手当の支給率を年間0.05ヶ月分引き上げるものでございます。また、宿日直手当を、宿日直勤務対象者の状況を踏まえ、現状の4,200円から200円引き上げ、4,400円に改定するものでございます。

○議長（札辻輝巳君） ただいまの説明について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第1号、奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。議第1号を原案どおり可決されました。

日程第8 議第2号 奈良県広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（札辻輝巳君） 次に、日程第8、議第2号、奈良県広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第2号、奈良県広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

「議案」の11ページ、議第2号をご覧ください。

本案は、長時間労働の是正のための措置として、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により罰則付時間外労働の上限規制等が原則として平成31年4月から施行されることになりましたから、当組合の関係条例について所要の改正を行うものでございます。

○議長（札辻輝巳君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第2号、奈良県広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。議第2号を原案どおり可決されました。

日程第9、議第3号、平成30年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第2号）から日程第22、議第15号、平成30年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計補正予算（第1号）までの13議案について

○議長（札辻輝巳君） 日程第9、議第3号、平成30年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第2号）から日程第22、議第15号、平成30年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計補正予算（第1号）までの13議案につきましては、補正予算の件であるので一括議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 一般会計補正予算及び各特別会計の補正予算につきましては、「奈良県広域消防組合」という文言については省略させていただきますので、ご了承お願いいたします。

本案は、平成30年度一般会計、各特別会計の補正予算について説明を申し上げ、議決をお願いしようとするものでございます。

その内容は、お手元にお配りしております「一般会計、特別会計 補正予算書」及び「補正予算に関する説明書」に詳細に記載しております。

それでは、補正予算の概要につきまして逐次説明いたします。

まず、議第3号、一般会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

別冊の補正予算書の1ページ、議第3号をお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ4,386万2,000円を減額し、20億6,426万9,000円とする補正でございます。

3ページをお開きください。

歳入につきましては、財産収入を186万3,000円、繰越金を500万円増額し、特別会計繰入金を5,072万5,000円減額し、合計で4,386万2,000円を減額するものでございます。

4ページをお開きください。

歳出につきましては、総務管理費を2,656万6,000円、消防費を1,729万6,000円、それぞれ減額するものでございます。

5ページをお開きください。

第2表は債務負担行為の補正でございます。平成31年度の事業として、救急安心センター運営業務委託事業とG20大阪サミット、消防救急体制整備事業を行うものであります。年度当初から事業を行うためには、今年度のうちに入札などの準備行為を行う必要が生じてまいります。そのことから今回、債務負担行為の補正をそれぞれお願いするものでございます。

6ページをご覧ください。

第3表は繰越明許費の補正でございます。消防費のうち、消防救急デジタル無線伝搬調査業務委託が年度内に完了しない見込みですので、事業費1,490万4,000円を来年度に繰り越すものでございます。

次に、議第4号、平成30年度山辺消防事業特別会計補正予算（第1号）について、7ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ2,846万7,000円増額し、17億5,320万3,000円とする補正でございます。

9ページをお開きください。

歳入につきましては、基金繰入金と繰越金でそれぞれ増額するものでございます。

10ページをお開きください。

歳出につきましては、消防費を増額するものでございます。主な理由といたしましては、早期退職者3名の退職手当を増額するものでございます。

次に、議第5号、平成30年度桜井消防事業特別会計補正予算（第1号）について、11ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ645万1,000円減額し、8億2,435万5,000円とする補正でございます。

13ページをお開きください。

歳入につきましては、基金繰入金で減額し、繰越金で増額するものでございます。

14ページをお開きください。

歳出につきましては、消防費を減額するものでございます。

次に、議第6号、平成30年度五條消防事業特別会計補正予算（第1号）について、15ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ268万1,000円減額し、9億4,117万6,000円とす

る補正でございます。

17ページをお開きください。

歳入については、財産収入と繰越金で増額し、基金繰入金で減額するものでございます。

18ページをお開きください。

歳出につきましては、消防費を減額するものでございます。主な理由として、一般会計繰出金の減額でございます。

次に、議第7号、平成30年度大和郡山消防事業特別会計補正予算（第1号）について、19ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ1,021万8,000円増額し、8億3,015万4,000円とする補正であります。

21ページをお開きください。

歳入については、財産収入と繰越金で増額するものでございます。

22ページをお開きください。

歳出につきましては、消防費を増額するものでございます。主な理由としましては、年度途中の退職者の退職手当の増額でございます。

次に、議第8号、平成30年度西和消防事業特別会計補正予算（第1号）について、23ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ339万7,000円減額し、16億5,741万9,000円とする補正でございます。

25ページをお開きください。

歳入につきましては、基金繰入金で減額し、財産収入と繰越金で増額するものでございます。

26ページをお開きください。

歳出につきましては、消防費を減額するものでございます。

次に、議第9号、平成30年度宇陀消防事業特別会計補正予算（第2号）について、27ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ814万2,000円減額し、11億9,909万円とする補正であります。

29ページをお開きください。

歳入につきましては、基金繰入金で減額し、財産収入と繰越金で増額するものでございます。

30ページをお開きください。

歳出につきましては、消防費を減額するものでございます。主な理由としましては、不用額となった人件費と一般会計繰出金の減額であります。

次に、議第10号、平成30年度葛城消防事業特別会計補正予算（第1号）について、31ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ38万円増額し、5億2,934万8,000円とする補正であります。

33ページをお開きください。

歳入につきましては、基金繰入金で減額し、財産収入と繰越金で増額するものでござい

ます。

34ページをお開きください。

歳出につきましては、消防費を増額するものでございます。主な理由といたしましては、不用額となりました人件費と一般会計繰出金の減額し、基金積立金を増額するものであります。

次に、議第11号、平成30年度吉野消防事業特別会計補正予算（第1号）について、35ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ32万2,000円増額し、6億9,836万5,000円とする補正でございます。

37ページをお開きください。

歳入につきましては、基金繰入金で減額し、繰越金で増額するものでございます。

38ページをお開きください。

歳出につきましては、消防費を増額するものでございます。

次に、議第12号、平成30年度中和消防事業特別会計補正予算（第1号）について、39ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算をそれぞれ893万7,000円減額し、28億1,168万2,000円とする補正でございます。

また、第2条は、繰越明許費として消防費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

41ページをお開きください。

歳入については、基金繰入金で減額し、分担金及び負担金、財産収入、繰越金で増額するものでございます。

42ページをお開きください。

歳出につきましては、消防費を減額するものでございます。

43ページをお開きください。

第2表、繰越明許費につきましては、消防費のうち水槽付消防ポンプ車整備事業費4,485万円につきましては、製造の遅れから来年度に繰り越すものでございます。

次に、議第13号、平成30年度中吉野消防事業特別会計補正予算（第1号）について、45ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ218万4,000円減額し、9億6,464万6,000円とする補正でございます。

47ページをお開きください。

歳入につきましては、基金繰入金で減額し、財産収入と繰越金で増額するものでございます。

48ページをお開きください。

歳出につきましては、消防費を減額するものでございます。主な理由としましては、不用額となりました人件費と一般会計繰出金の減額でございます。

次に、議第14号、平成30年度香芝・広陵消防事業特別会計補正予算（第1号）について、49ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ330万8,000円減額し、13億6,314万8,000円とする補正でございます。

51ページをお開きください。

歳入につきましては、基金繰入金で減額し、財産収入と繰越金で増額するものでございます。

52ページをお開きください。

歳出につきましては、消防費を減額するものでございます。

次に、議第15号、平成30年度野迫川消防事業特別会計補正予算(第1号)について、53ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ155万4,000円減額し、7,764万2,000円とする補正でございます。

55ページをお開きください。

歳入につきましては、分担金及び負担金で減額し、基金繰入金と繰越金で増額するものでございます。

56ページをお開きください。

歳出につきましては、消防費を減額するものでございます。

以上をもちまして、平成30年度一般会計補正予算及び平成30年度各特別会計補正予算についての説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長(札辻輝巳君) ただいまの説明について、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(札辻輝巳君) これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(札辻輝巳君) これをもって討論を終結します。

これより、議第3号から議第15号までの13議案について、一括採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(札辻輝巳君) ご異議なしと認めます。この13議案について、一括採決することにいたします。

それでは、議第3号、平成30年度一般会計補正予算(第2号)から議第15号、平成30年度野迫川消防事業特別会計補正予算(第1号)までの13議案については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(札辻輝巳君) ご異議なしと認めます。議第3号から議第15号までの13議案を原案どおり可決されました。

日程第22、議第16号、平成31年度奈良県広域消防組合一般会計予算から日程第34、議第28号、平成31年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計予算までの13議案について

○議長(札辻輝巳君) 日程第22、議第16号、平成31年度奈良県広域消防組合一般会計予算から日程第34、議第28号、平成31年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計予算までの13議案については、予算の件であるので一括説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 補正予算と同様に、説明に当たりましては「奈良県広域消防組合」という文言については省略させていただきますので、ご了解をお願いいたします。

本案は、平成31年度一般会計、各特別会計の予算について説明申し上げ、議決をお願いしようとするものでございます。

その内容は、お手元にお配りしております「一般会計、特別会計予算書」及び「予算に関する説明書」に記載しております。

それでは、予算の概要について逐次説明をいたします。

まず、議第16号、平成31年度一般会計予算につきまして、説明いたします。

別冊の「予算に関する説明書」の1ページ、2ページをご覧ください。

歳入では、主に県の支出金であります広域消防通信システム事業補助金と救急安心センター運營業務委託金として1億7,813万3,000円、特別会計繰入金29億5,709万3,000円等で、合計32億7,556万円でございます。歳出につきましては、総務費12億1,937万1,000円、消防費15億5,570万3,000円、公債費4億9,629万5,000円等で、合計32億7,556万円でございます。前年度と比較しまして11億7,825万3,000円、56.2%の増額となっております。

主な事業といたしましては、通信指令システム及びデジタル無線保守点検委託料が1億5,585万5,000円、救急安心センター運営事業費として9,145万3,000円、パソコン更新・導入事業費として4,617万2,000円等でございます。他に、車両運用表示板増設事業1,673万1,000円、支援車Ⅲ型整備事業1,898万4,000円は緊急防災・減災事業債の適用でございます。

次に、議第17号、山辺消防事業特別会計予算につきまして、33ページ、34ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金17億918万1,000円、繰越金1,100万円、組合債860万円等で、合計17億3,010万1,000円でございます。歳出は、消防費15億7,139万8,000円、公債費は1億5,770万3,000円等で、合計17億3,010万1,000円、前年度と比較しまして536万5,000円、0.3%の増額となっております。

主な事業といたしましては、天理消防署に配備する高規格救急自動車等を購入するものでございます。

次に、議第18号、桜井消防事業特別会計予算について、55ページ、56ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金7億2,495万5,000円、繰入金は3,000万円、組合債は2,480万円等で、合計7億8,002万9,000円でございます。歳出は、消防費7億4,360万9,000円、公債費3,542万円等で、合計7億8,002万9,000円、前年度と比較しまして5,077万7,000円、6.1%の減額でございます。

主な事業といたしましては、桜井消防署に配備する高規格救急車等を購入するものでございます。

次に、議第19号、五條消防事業特別会計予算につきまして、75ページ、76ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金9億356万8,000円、繰入金4,000万円、諸収入893万5,000円等で、合計9億5,305万8,000円でございます。歳出は、消防費9億4,910万7,000円、公債費295万1,000円等で、合計9億5,305万8,000円、前年度と比較しまして920万1,000円、1.0%の増額でございます。

主な事業といたしましては、五條消防署に配備します指揮車を購入するものでございます。

次に、議第20号、大和郡山消防事業特別会計予算につきまして、97ページ、98ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金7億8,365万3,000円、繰入金2,500万円、諸収入204万2,000円等で、合計8億1,108万7,000円でございます。歳出は、消防費7億8,831万1,000円、公債費2,177万6,000円等で、合計8億1,108万7,000円、前年度と比較しまして884万9,000円、1.1%の減額でございます。

主要な事業といたしましては、大和郡山消防署に配備します消防梯子車をオーバーホールするものでございます。

次に、議第21号、西和消防事業特別会計予算につきまして、117ページ、118ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金16億1,570万2,000円、繰入金2,200万円、諸収入131万9,000円等で、合計16億4,022万9,000円でございます。歳出は、消防費16億3,355万6,000円、公債費467万3,000円等で、合計16億4,022万9,000円、前年度と比較しまして2,058万7,000円、1.2%の減額でございます。

次に、議第22号、宇陀消防事業特別会計予算について、139ページ、140ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金10億9,107万1,000円、諸収入は1,068万1,000円等で、合計11億185万1,000円でございます。歳出は、消防費10億5,613万7,000円、公債費4,471万4,000円等で、合計11億185万1,000円、前年度と比較しまして9,235万6,000円、7.7%の減額でございます。

主要な事業といたしましては、宇陀消防署北分署に配備いたします高規格救急自動車を購入するものでございます。

次に、議第23号、葛城消防事業特別会計予算について、161ページ、162ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金4億7,104万8,000円、使用料及び手数料100万円、繰入金1,000万円等で、合計4億8,212万円でございます。歳出は、消防費4億7,058万5,000円、公債費1,053万5,000円等で、合計4億8,212万円、前年度と比べまして4,684万8,000円、8.9%の減額であります。

主な事業としましては、葛城消防署に配備いたします資機材搬送車を購入するものでございます。

次に、議第24号、吉野消防事業特別会計予算につきまして、183ページ、184ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金6億5,051万6,000円、繰入金7,300万円、諸収入

1,068万3,000円等で、合計7億3,438万8,000円でございます。歳出は、消防費7億3,258万4,000円、公債費80万4,000円等で、合計7億3,438万8,000円、前年度と比べまして3,634万5,000円、5.2%の増額でございます。

主な事業といたしまして、吉野消防署及び北山分署庁舎の改修工事を行うものでございます。

次に、議第25号、中和消防事業特別会計予算につきまして、205ページ、206ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金27億1,993万9,000円、繰入金5,500万円、組合債4,960万円等で、合計28億2,589万7,000円でございます。

歳出は、消防費26億9,860万1,000円、公債費1億2,429万6,000円等で、合計28億2,589万7,000円、前年度と比較しまして527万8,000円、0.2%の増額でございます。

主な事業といたしましては、高田消防署南出張所及び東出張所の庁舎修繕工事、檀原消防署に配備する高規格救急車の購入、御所消防署の庁舎改修工事、高市消防署のホースタワーの改修工事を行うものでございます。

次に、議第26号、中吉野消防事業特別会計予算につきまして、227ページ、228ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金8億3,231万2,000円、繰入金4,000万円、組合債860万円で、合計8億8,098万3,000円でございます。

歳出は、消防費8億6,480万円、公債費1,518万3,000円等で、合計8億8,098万3,000円、前年度と比較しまして8,584万7,000円、8.9%の減額でございます。

主な事業といたしましては、大淀消防署に配備します高規格救急車を購入するものでございます。

次に、議第27号、香芝・広陵消防事業特別会計予算につきまして、249ページ、250ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金12億340万5,000円、繰入金1,500万円、諸収入129万1,000円等で、合計12億1,978万7,000円でございます。歳出は、消防費10億9,729万8,000円、公債費1億2,098万9,000円等で、合計12億1,978万7,000円、前年度と比べまして1億4,666万9,000円、10.7%の減額であります。

主な事業といたしましては、香芝消防署に配備いたします人員搬送車の購入、香芝消防署及び広陵消防署の庁舎修繕工事を行うものでございます。

次に、議第28号、野迫川消防事業特別会計予算につきまして、271ページ、272ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金6,887万5,000円等で、合計6,887万8,000円でございます。歳出は、消防費5,870万1,000円、公債費は917万7,000円等で、合計6,887万8,000円、前年度と比較いたしまして1,031万8,000円、13.0%の減額でございます。

以上で、予算説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（札辻輝巳君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終結いたします。

これより議第16号から議第28号までの13議案について、一括採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。この13議案について、一括採決することにいたします。

それでは、議第16号、平成31年度一般会計予算から議第28号、平成31年度野迫川消防事業特別会計予算までの13議案については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。議第16号から議第28号までの13議案を原案どおり可決されました。

日程第35 議第29号 財産取得に伴う契約内容の変更について

○議長（札辻輝巳君） 次に、日程第35、議第29号、財産取得に伴う契約内容の変更について、管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第29号 財産取得に伴う契約内容の変更についてでございます。

「議案」の15ページ、議第29号をご覧ください。

本案は、平成30年7月20日の臨時会で議決されました財産の取得、高田消防署の水槽付消防ポンプ自動車につきまして、受注者であります株式会社モリタにおける、部品調達の遅れと、水槽の製造工程において不具合が生じまして、納車期限までに完成車両を納入できない状況となったため、納車期限等の契約内容を変更するものでございます。

○議長（札辻輝巳君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第29号、財産取得に伴う契約内容の変更について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。議第29号を原案どおり可決されました。

○議長（札辻輝巳君） お諮りいたします。

管理者から議第30号が提出されています。これを日程に追加し、追加日程第1として議案に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。追加日程第1を追加し、議第30号を議案とすることに決定しました。

追加日程第1 議第30号 訴訟上の和解について

○議長（札辻輝巳君） 追加日程第1、議第30号、訴訟上の和解について、管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第30号 訴訟上の和解についての説明でございます。

「追加議案」の1ページ、議第30号をご覧ください。

本案は、平成28年2月19日に天理市内で発生いたしました救急事案におきまして、原告である傷病者側から奈良地方裁判所平成30年（ワ）第145号損害賠償請求されておりましたが、和解勧告が奈良地方裁判所から平成31年2月22日に出されました。和解条項につきましては、被告であります消防側の住所検索の際の入カミスを認めることから、和解金200万円を支払うものでございます。

○議長（札辻輝巳君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第30号、訴訟上の和解について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。議第30号を原案どおり可決されました。

管理者閉会挨拶

○議長（札辻輝巳君） 以上で、本定例会に提出されました議案を全て議了いたしました。

平成31年奈良県広域消防組合議会第1回定例会の閉会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、終始熱心にご審議を賜るとともに、議会運営ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

閉会に当たりまして、管理者より挨拶がありますので、受けることにいたします。

管理者。

○管理者（森下 豊君） 閉会に当たりましてご挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、長時間にわたりまして、重要な議案を提案しましたところ、議員の皆様方におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、本日ここに全議案滞りなく議了いただきました。厚く御礼を申し上げます。

奈良県広域消防組合としても、昨年の救急出動件数が5万件を超えた中、消防救急需要に的確に対応するために、消防力の基礎となる消防職員の配置や消防装備の充実等々、そしてまた、先ほどから色んなご意見がありました自らの組織強化にこれからも全力で取り組んでまいりたいと思いますので、議員諸氏には今までと変わらぬお力添えを賜りますことをお願い申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（**札辻輝巳君**） これをもちまして、平成31年奈良県広域消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後6時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 札 辻 輝 巳

署 名 議 員 藤 井 本 浩

署 名 議 員 吉 田 信 弘